電波法施行規則の一部を改正する省令案に対して提出された意見及び当該意見に対する総務省の考え方
（800MHz 帯広帯域小電力無線システムの制度整備）
意見募集期間：令和８年９月 12 日から同年 10 月 16 日まで

○提出意見数：10 件（法人・団体：６件、個人：２件、匿名：２件）
※提出意見数は、意見提出者数としています。

No.	意見提出者	案に対する意見及びその理由	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	株式会社　フルノシステムズ	本省令案に賛成いたします。 800MHz 帯広帯域小電力無線システムについては、これまで技術基準等の整備が進められてきたところ、 今回、登録局として運用するための規定が整備されることは、本システムの実用化及び普及に向けて必要かつ適切な措置であると考えます。 本システムの早期普及に向け、本省令案の速やかな制度化・施行を希望します。 また、IEEE 802.11ah を活用した本システムは、多数の無線局の設置が見込まれることから、将来的な普及拡大の段階においては、 登録手続が利用者及びシステム導入者の負担となり、普及の妨げとなる可能性があります。 つきましては、将来的に登録を要しない無線局として運用できる制度の実現可能性について、早期に検討を開始していただくよう要望いたします。	本案に対する賛同の御意見として承ります。 登録を不要とする等、将来的な制度の柔軟化に関する御意見につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。	無
2	Ｍｏｒｓｅ　Ｍｉｃｒ	【意見の概要】 携帯局の登録局制度の早期制度化に賛成します。あわせ	本案に対する賛同の御意見と	無

	ｏ Ｐｔｙ Ｌｔｄ.	て、手続きのオンライン化・簡素化と、将来の制度見直しにおいて利用環境に応じた柔軟な運用とすることを要望します。 【意見及び理由】 １．早期の制度化と手続きの簡素化について 本システムは、長距離・低消費電力で映像等も伝送できる無線ＩｏＴとして、農業、防災、インフラ監視等での活用が期待されます。電波の有効利用と関連産業の発展のため、速やかな制度化と運用開始を希望します。また、普及には申請者の負担軽減が不可欠です。登録の事務手続きがオンラインで完結し、入力支援等により専門知識がなくても円滑に手続きできる仕組みの整備を要望します。 ２．将来の制度見直しにおける利用環境に応じた運用について 初期段階での現行案による円滑な運用開始を支持します。そのうえで、２０２９年６月以降の制度見直しにおいては、運用実績の状況を踏まえ、利用環境に応じた柔軟な制度とすることを要望します。 例えば、５ＧＨｚ帯無線ＬＡＮ（Ｗ５２）において屋外・上空利用に登録局制度が適用されている例も参考に、一定の技術的条件を満たす小電力・限定的な屋内利用については、手続きの簡素化（登録不要化を含む）を検討いただきたいと考えます。利用環境を区別せず一律に登録手続きを求めた場合、小規模な屋内利用であっても手続きが導入の心理的・実務的な障壁となり、割り当てられた周波数が十分に活用されない恐れがあります。さらに、諸外国では、米国、オーストラリアの制度のように、一定の技術基準・運用条件の下で個別の免許申請	して承ります。 一定の条件下における屋内利用の手続きの簡素化等、運用実績の状況を踏まえた将来的な制度の柔軟化及び申請手続の円滑化に関する御意見につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。 なお、登録申請については、既に電子申請により行うことが可能となっております。	

		を要しない制度が設けられているため、現時点で８０２．１１ａｈの機器が最も幅広く運用している市場の一つとなっています。日本独自の登録手続が海外の制度・運用慣行と異なる場合、国内向けの追加的な対応が必要となり、製品の導入・普及や国際展開の妨げとなる可能性があります。国際的な制度動向も踏まえ、利用環境や技術的条件に応じた合理的な制度設計を要望します。		
3	TOA 株式会社	【御意見】 本改正案に関し、以下のとおり意見を申し上げます。 １．800MHz 帯広帯域小電力無線システムの携帯局を登録局の対象とする本改正案に賛同いたします。 ２．将来、本システムの利用条件の見直しや更なる規制緩和や撤廃を検討される際には、5.2GHz 帯無線 LAN（いわゆる W52 帯）と同様に、「屋内では登録を必要とせず簡便に利用できる一方、屋外や上空で利用する場合には登録局制度による管理を求める」運用とすることが望ましいと考えます。 【上記の理由】 １について： 簡便な手続により登録を行い、速やかに運用を開始できる登録局制度の適用は、新たに割り当てられた本周波数帯の活用促進において有効な方策であると考えます。 ２について： 本システムは空中線電力 200mW までの運用が可能であることから、屋外において多数の親局が近接して設置された場合に混信が生じやすくなることを懸念しております。 仮に、2.4GHz 帯無線 LAN のように、登録を要さず利用場所等の制約なく使用できる状態となった場合、混信の	本案に対する賛同の御意見として承ります。 一定の条件下における屋内利用の手続きの簡素化等、運用実績の状況を踏まえた将来的な制度の在り方に関する御意見につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。	無

		増加により、結果として利用しにくい周波数帯となるおそれがあると考えます。 利用環境に応じた上記の運用とすることで、本周波数帯の自由度の高い活用を促進しつつ、混信のおそれが高い環境では適切な管理を確保することが可能になると考えます。 今後の制度検討の際にご考慮いただきますよう、お願い申し上げます。		
4	一般社団法人ビジネス・アクションクラブ ICT ビジネス研究会	本改正に賛成します。一般社団法人ビジネス・アクション・クラブは、企業・大学・自治体・地域等をつなぎ、技術やアイデアの発掘、実証、事業化、販路開拓までを支援する立場から、本制度を単に新しい無線設備を利用可能にする制度にとどめず、地域課題を新たな事業につなげる通信基盤として運用することが重要と考えます。 800MHz 帯広帯域小電力無線システムについて、農林水産、物流、工場・施設管理、防災、観光等の地域課題に対する IoT 活用を、中小企業・スタートアップ、自治体、大学等が共同で実証し、社会実装へ進めやすい環境を整備していただきたいと考えます。 制度施行後は、登録局制度を初めて利用する事業者にも分かりやすいよう、(1)登録手続、(2)既存無線局との共用・混信回避、(3)設備選定・設置・運用上の留意事項、(4)実証から本格運用へ移行する際の手続を、具体的なユースケースや標準的な導入例とともに一体的に示していただきたいです。また、導入事例や運用上の課題を蓄積・共有し、地域課題の発見→実証（PoC）→事業化→他地域への横展開まで進みやすい環境としていただきたいと考えます。安全な共用を前提に、制度対応のコ	本案に対する賛同の御意見として承ります。 なお、登録手続について御不明な点がある場合は、当該地域を管轄する総合通信局等において御相談を受け付けております。800MHz 帯広帯域小電力無線システムの社会実装に向けては、令和８年度地域社会 DX 推進パッケージ事業において支援を行っているところであり、デジタル実装の好事例を創出するとともに、効果的・効率的な情報発信・共有等を実施することで、全国における早期実用化を促進してまいります。	無

		ストや不明確さが小規模事業者の参入障壁にならない運用を希望します。		
5	株式会社　村田製作所	800MHz 帯広帯域小電力無線システムの携帯局について、登録局制度の利用を可能とする今回の改正案に賛同します。 本改正による無線設備の導入・運用に係る手続の簡素化を通じて、円滑な利用開始及び本システムの普及促進につながることを期待します。 また、本システム（IEEE 802.11ah）のさらなる普及に向けては、機器メーカー及び利用者が、多様な用途や設置環境において円滑に製品・サービスを導入できる制度環境が重要であると考えます。既存の免許・登録を要しない無線システムの利用環境や、他の周波数帯における制度運用・利用状況も踏まえ、導入・運用に係る手続を可能な限り簡素なものとすることは、本システムの利用拡大及び周波数の有効利用に加え、Duty 制限のない運用等の特長を活かした IoT 用途を含む新たなユースケースの創出や社会実装の促進にも寄与するものと考えます。 今後、本改正後の利用状況や運用実績等を踏まえ、国際的な制度動向も参考にしつつ、利用者のさらなる手続負担軽減に向けた制度のあり方について継続的にご検討いただくことを期待します。特に、令和 11 年に予定されているデジタル MCA 陸上移動通信システムのサービス終了時期を一つの節目として、登録局制度の必要性や運用方法について改めて検証し、その時点における利用状況や技術動向等を踏まえ、必要に応じて制度の見直しをご検討いただくことを希望します。	本案に対する賛同の御意見として承ります。 運用実績の状況を踏まえた将来的な制度の柔軟化に関する御意見につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。	無
6	802.11ah 推進協議会	一般社団法人 802.11ah 推進協議会（AHPC）は、800MHz	本案に対する賛同の御意見と	有

	(AHPC)	帯広帯域小電力無線システムについて、令和８年内に制度整備を行う方針を高く評価し、賛同します。 Wi-Fi HaLow は、農業、社会インフラ、物流、防災等において、従来の Wi-Fi では届きにくかった場所を接続する手段として期待されており、800MHz 帯の活用は本格的な社会実装、商用利用を進める上で重要です。 制度整備に当たっては、デジタル MCA のサービス終了を待つことなく、共用可能な周波数から段階的に利用できる環境を整備するとともに、将来に向けて十分な周波数幅、送信電力、送信時間率等、実際の商用利用が成立する条件を確保することを要望します。 また、現用の 920MH z 帯 20mW 局からのシームレスな移行を考慮して非登録局とすることが利用者にとって望ましく、実際の干渉リスクや利用者負担のバランスを踏まえ、その必要性を継続的に検討することを要望します。 特に利用状況の把握を目的とする場合には、すべての親局を登録対象とする方法以外の、より簡素な手段についても検討をお願いします。 制度化後は確実に「利用できる周波数」を「実際に使われる周波数」へつなげることが重要です。 AHPC としても、実フィールドでの検証や技術データの提供を通じて、今後の社会実装と制度検討に協力してまいります。 ちなみ省令案の条文において、現行の無線設備規則第 49 条の 37 を指しているのであれば、	して承ります。 デジタル MCA 陸上移動通信システムとの共用については、同システムのサービス終了を待たずに、周波数の範囲を 846.5MHz 以上 848.5MHz 以下に制限する等、既に制度整備を行っております。 運用実績の状況を踏まえた将来的な制度の柔軟化に関する御意見につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。 条文については、御意見を踏まえ、電波法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 14 号）第 17 条第 12 号において、「設備規則第四十九条の三十七に規定する技術基準」に修正いたします。	

		同条は、800MHz 帯広帯域小電力無線システムの携帯局の無線設備に係る技術基準であるため、 さらに条文で「のうち携帯局に係るもの」と規定する必要はないと考えます。		
7	個人	800MHz 帯広帯域小電力無線システムの制度整備について、制度化による利便性の向上は理解しますが、以下の点について十分な検討を求めます。 1 既存の無線システムとの共存について、新たなシステムの導入によって既存システムの通信品質や安定性に影響が生じないことを十分に検証してください。 2 混信や電波干渉について、理論上の計算だけでなく、複数の機器が近接して同時使用される実際の環境を想定した実証試験を行い、その結果を公表してください。 3 利用機器が将来大幅に増加した場合でも、通信品質や周波数利用に問題が生じないか検証してください。 4 災害時や緊急時には通信機器が集中して使用される可能性があるため、停電や通信混雑等を想定した信頼性の検証を求めます。 5 電波干渉が発生した場合の原因調査、測定、改善措置、相談窓口及び責任の所在を明確にしてください。 6 周波数、空中線電力、占有周波数帯幅等の技術条件について、その数値を設定した技術的根拠を可能な限り公表してください。 7 制度化の判断に用いた実証試験、シミュレーション及び干渉検証の概要と結果を公表し、国民が安全性を確認できるようにしてください。 8 制度開始後も一定期間、利用状況や電波干渉の発生状況を監視し、問題が確認された場合には技術基準や運用方法を見直す仕組みを設けてください。 9 電波干渉や通信障害が一定程度発生した場合に、どの	御指摘の技術的な観点等については、基本的に、情報通信審議会　情報通信技術分科会陸上無線通信委員会において検討が行われ、技術的条件について一部答申を得ており、これを踏まえ、制度整備を行っているところです。 今後の運用実績等の状況を踏まえ、必要に応じ適切に見直してまいります。	無

		ような基準で制度を見直すのかをあらかじめ明確にしてください。 10 パブリックコメントで提出された重要な意見については、反映したか否かだけでなく、その検討内容と理由を具体的に公表してください。 新制度そのものを否定するものではありませんが、既存システムとの共存、混信防止、安全性、災害時の信頼性及び将来の利用者増加を十分に考慮した上で制度整備を進めることを要望します。		
8	個人	追加的な制度整備の具体的内容を、概要資料に明示してください。令和８年７月 30 日の改正で技術基準を策定した上で、今回さらに電波法施行規則を改正する旨が記載されていますが、どのような規定を追加・変更するのか(周波数の使用条件、空中線電力、他システムとの共用条件、免許手続き等)が概要から分かりません。 800MHz 帯は既存の移動通信等との共用が想定される帯域であるため、追加整備の内容と既存無線局への影響評価の有無を示さないと、干渉の可能性や利用条件を評価できません。改正箇所の概要を資料に追加してください。	本改正案は、800MHz 帯広帯域小電力無線システムの携帯局を登録局として開設することを可能とするための規定を整備するものであり、改正内容は意見募集時に別紙２として公表しております。 また、周波数、空中線電力、他の無線システムとの共用条件等の技術基準は、情報通信審議会の答申を踏まえ、令和８年７月 30 日の省令等の改正により整備されております。	無
9	匿名	【現制度の問題点】 登録局制度で移動体（ロボット農機、ドローン）を使用する場合、移動する圃場ごとに個別登録が必要という理解では、実用性に問題があります。複数拠点またがる営農を行っており、移動先ごとに登録手続きを行うことは現実的ではありません。	登録局制度は包括登録が可能であり、移動範囲についても、利用形態に応じて市町村単位や複数の市町村にまたがる範囲で登録することも可能です。	無

		【要望】 1)ロボットトラクター、ドローンなど移動体については、市町村単位での登録制度の導入 2)複数市町村にまたがる農業法人が、統一的に登録できる仕組みの構築 3)移動体の登録更新手続きの簡素化（年１回程度の一括更新） 4)移動体の位置情報・運用状況の管理方法の明確化 上記の改善がなされれば、安全かつ効率的な運用が実現でき、スマート農業の展開が加速します。制度設計段階での市町村単位登録の導入を強く要望いたします。		
10	匿名	在外投票書類の電子化は、現代において紙の節約や心身の不自由な人でも参加できるメリットがあると思います。その分、昨今の天候を鑑みるとある日の災害でデータが損失してしまうのではと懸念しています。また、電子によるIP管理は出来ても筆跡等は一律書式が決まってしまうため、簡単に改ざんがされてしまうかもしれないという不安があります。それらに対しての具体的対策の提示をお願いいたします。	いただいた御意見につきましては、本意見募集の対象外です。	無